

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№644
2024・10・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

「航空自衛隊新田原基地爆音訴訟」控訴審判決報告…………… 西田隆二

「どんたちの馬毛島を返してや」馬毛島基地反対住民訴訟の報告…………… 塚本和也

弾劾裁判へ訴追請求しました…………… 深井剛志

第18回人権研究交流集会「平和への権利」(11/23・24東京)

2024年度第2回常任委員会(秋の全国ミーティング・埼玉)開催

□ 若手向け実務講座

猪股正会員講演

「貧困問題と弁護士の取り組み～リーマンショック・東日本大震災・コロナ禍での活動を通じて」の報告… 山元勇氣

□ 地元企画

鈴木満会員講演「外国人問題～埼玉での取り組み」

小内克浩会員講演「学童保育の民間委託をめぐる問題点～春日部学童の住民訴訟と労使紛争を題材に」… 田中浩介

□ 高校生ロースクールの取り組み…………… 深谷直史

【議長トーク】「ブルーパージ」…………… 笹山尚人

〈シリーズ：憲法と私①〉人権の歴史…………… 岡井勇輝



東京・立川

「航空自衛隊新田原基地爆音訴訟」 控訴審判決報告

宮崎 西田 隆二

1 はじめに

航空自衛隊新田原基地は、宮崎県中央部の新富町にある航空自衛隊の基地である。

普段は静かな田園地帯だけに、ひとたび爆音が発生すると一段と響きわたる。農業に従事する人が多く、また高齢者も多いことから、昼間の騒音に悩まされている。さらに疲れた身体に夜間の騒音が襲い掛かる。六〇年近く悩まされてきた田舎の爺ちゃん、婆ちゃん達が「村八分」覚悟で立ち上がり、二〇一七年二月、早朝夜間等の飛行差止め、そして損害賠償を求めて提訴に踏み切った。二次提訴も含めて一七八名の勇気ある行動だった。

2 一審判決

全国の基地訴訟弁護団から情報提供（指導）を頂き、全国に做った主張・立証を行う中、二〇二一年六月、一審判決があった。

最も重視した差止めは認められなかったが、住民の精神的損害については、先行訴訟の到達点をほぼ踏まえたレベルで認容された。自衛隊の戦闘機の騒音が「違法」と認定されたことは原告団を励ました。

しかし、一部原告らについて、その住居地が、「告示コンター（国が防音工事等の補償を行う対

象として定めた線）内ではあるが騒音コンター（告示コンターを定める前の騒音実測線）外である」という国の主張を裁判所が認め、請求棄却となった。また、防音工事につき、工事実施部屋数に応じて最大三〇％の減額を認めたことも到底承服できるものではなかった。

3 控訴審の取り組み

直ちに控訴し、告示コンターは、騒音コンターをもとに補償が必要な区域として国自身が認めたものであり違法性の判断基準として相応しいものであること、戦闘機騒音は道路騒音などと違って音量が異なり発生範囲も広範であること等を主張し、また、敗訴原告らの自宅で原告ら独自に騒音測定をするなど懸命に補充立証をした。言うまでもないが、八〇dB、九〇dBの騒音がかつらの地域でも発生している。敗訴原告の中には抗がん剤治療を続けながら自宅療養をしている人もおり、爆音による精神的ストレスが甚大であること等陳述書でも訴えてきた。

また、防音工事による損害賠償減額の問題については、初発の裁判ゆえ財政が厳しい中ではあったが、思い切った東京の専門業者に測定を依頼し、国が主張するような計画防音量は達成できていないことを立証した。

さらに、高裁でも現地進行協議が実施され、裁

判官が一〇〇dBの音を体感した。併せて、一審で敗訴した原告を中心に、原告本人尋問を求め、七人の原告が出廷し被害実態を訴えた。

4 控訴審判決の概要

(1) 全員救済

前記のとおり、一審判決は、一部原告が告示コンター内ではあるが騒音コンター外であり被害の程度が低いという被告主張を認めたが、控訴審判決はこれを覆し、「実際の騒音状況との乖離が顕著となっていない限りは、告示コンター等に基づいて騒音状況を認定するのが合理的」として、告示コンター内(七五W(≪W≫うるささ指数)以上)の原告全員について損害賠償請求を認めた。

(2) 防音工事による減額を最大三〇%から二〇%に
前記のとおり、一審判決は、防音工事による防音効果が一定程度認められるとして、防音工事の部屋数に応じて最大三〇%の損害額の減額を認めていたが、二審判決は、防音効果をもたらすためには部屋を密閉状態とすることが必要であることを前提に、「空調機器を使用せざるをえず、電気料金の負担が増すほか、重量化した建具の取り扱いに労力を要するなどの弊害も認められ、被害の根本的な解消を実現するものではないことからすると、防音工事については、個別の住居における防音効果を具体的に測定した上でその結果をしん

やくするのではなく」として、部屋数に応じて慰謝料を減額した一審判決の判断を覆し、減額幅を一律一〇%まで引き下げた。

(3) 差止めについて

一方、原告らが求めた夜間の飛行差止め、昼間の七五Wを超えるような飛行の差止めは認められなかった。

しかし、控訴審判決は、「睡眠をとる時間が常に午後一〇時から翌日朝までの時間帯とは限られるものではないこと、複数の控訴人が、陳述書等でスクランブル発進により目を覚ました経験があることなどを訴えていることからすると……一定の睡眠妨害を被っていると認めることができるから、これらの被害を軽視することはできない。」と指摘した意義は大きい。また前述のとおり、防音工事の効果も「被害の根本的な解消を実現するものではない」と指摘した意義も大きい。差止めを認める余地があったはずである。

原告らの中には、八五Wを超える原告が多数おり、九五Wの家族もいる。彼らの深刻な被害に向き合い、「根本的な解消」を実現すべく、引き続き上告審で訴え続けたい。

5 本訴訟の意義

本訴訟は、自衛隊基地の存在自体についての意見・立場は問わず、基地周辺住民の健康、平穏な

生活を守るという一致点で闘う環境訴訟である。しかし、夜間早朝等の飛行差止めを求め、その根拠として自衛隊機運航の違法性を主張する際、自衛隊の「公共性」「公益性」が壁となる。原告一人一人に問題提起され皆で考える。「国防が必要な」とは否定できないので、我慢せんといかんのやろうか、「だからと言って夜間早朝の訓練くらい制限することができないのはおかしい」等々、活発な議論が交わされる。必然的に、基地の必要性、基地の在り方まで話が広がる。

このような中、二〇二三年三月、新田原基地に米軍用の弾薬庫が完成した。さらに、二〇二四年四月以降、最新鋭ステルス戦闘機F35Bの配備が決まっており、最終的に二七機、二個部隊が創設される予定になっている。現在F15を主力として戦闘機四〇機が常駐しているが、今後七〇機近い編成となる。九州防衛局自身が現地説明の際に、飛行回数が「一・五倍程度になります」と明言している。F35Bは航空母艦対応の戦闘機であり、離発着訓練のために基地の改修も必要となる。さらに、「PAC-3等移動部隊による展開訓練を行うため」として、基地周辺の土地約二五haの用地買収を行い、基地が広げられようとしている。爆音被害が今後増加することは必至であるが、その先で、そもそも基地をどうするのか、自分の街をどうするのか、が問われてくる。

「どんたちの馬毛島を返してや」 馬毛島基地反対住民訴訟の報告

東京 塚本 和也

一 はじめに

私は、鳥根県隠岐島出身であるため、司法過疎に興味をもって弁護士を志しました。司法試験受験後に青法協の学生セミナーで福島原発事故の現地視察に連れて行っていただいたことがきっかけで六七期福島修習となり、福島原発生業訴訟弁護団にお世話になり、活動してきました。四年前、自衛隊の馬毛島基地問題に誘われ、私の問題意識に合致していたため、気づいたら中心に関わるようになっていました。青法協の先輩方のように、現地や被害に寄り添うことを大切にしながら、活動したいと思っています。この原稿は九月二十四日、種子島で書きました。

二 馬毛島基地計画の概要

馬毛島は、鹿児島県西之表市に所在し、種子島の西、約一〇kmに位置し、面積約八・二平方kmの日本で二番目に大きな無人島である。マゲシカ、ウミガメ、サンゴなどの豊かな動植物がいて、漁業も「宝の島」と呼ばれるほど盛んであった。一九七〇年頃から、開発会社が九九%の土地を買収し、二〇〇〇年頃から違法な採石や伐採など乱開発が繰り返されていた。

二〇〇七年ごろから、米軍が硫黄島で行っている陸上空母着陸訓練（FCLP）の移転先候補となり、二〇一九年二月、日本政府は、開発会社が所有する島の土地を試算評価額の四倍〜八倍にあたる約一六〇億円で購入した。

基地の規模はFCLP移転にとどまらず、事実上の空母も接岸できるほか、自衛隊によるオスプレイなどの訓練も予定されている。

二〇二二年二月末の市長選では反対派の市長が僅差で再選したが、市議会では賛否議員数が同数となり、議長に反対派が就き議決権がないため、賛成派によって関連議案が可決される状況となった。種子島内には他に中種子町、南種子町があり、こちらは基地に賛成し、政府は隊員宿舎の計画や米軍再編交付金などでゆさぶりをかけてきた。その結果、西之表市長も二〇二二年二月から賛否を明言しなくなり、事実上容認に転じた。

二〇二三年一月、辺野古基地については五年超かけた環境アセス手続を二年足らずで終わらせると同時に着工し、二〇二五年度には滑走路を先行完成、二〇二七年度には基地全体を完成予定とし



ていた。ただし、今年九月になって、三年ずつ工期が遅れると発表した。

現在までに、八八〇〇億円超の国家予算が計上されており、官製談合疑惑報道もされている。なお、私はこれまで軍事費四三兆円の一部に含まれているためにこれだけ青天井で予算がすぎ込まれると思いついて批判していたが、今年三月の国会質疑において、辺野古も馬毛島も四三兆円の枠外だとの答弁がなされた。さらに批判を強めるべきである。

三 住民監査請求・住民訴訟

西之表市長は二〇二二年九月議会に、反対派が最後の砦としていた、①馬毛島の三市道の廃止、いずれも市有地の②馬毛島小中学校跡地と③種子島の隊員宿舎用地を防衛省に売却する議案を突如追加提出し、やはり一票差で可決された。提案直後、可決前に防衛省は米軍再編交付金の支給手続に入った。

一週間足らずの間に、市民約四七〇名が請求者となって住民監査請求を行ったが、二〇二三年七月までに二度の不受理と却下され、九月に二三四人が再提出を行った。しかし、一月二四日、西之表市監査委員二名は、具体的な理由を全く示さず、棄却した。

私は二月初旬に種子島に行き、説明会を行った。他の弁護士から資料を提供いただきながら、原告団結成総会や訴状作成を行い、一九日、三〇名が原告となって住民訴訟を提訴した。

請求の趣旨は、明渡請求が条文上でできないため、①市長と国への損害賠償請求義務付け(適正価格との差額と市民一人二万)、②市道廃止の無効確認または取消しである。違法事由は、裁量権の逸脱濫用、不適正な価格、随意契約、道路法違反などである。

訴訟の名称の「どん」は鹿児島方言で私という意味で、「どんたちの馬毛島」には、土地はもちろんと、「基地のない、静かで平和な馬毛島」という意味も込めている。福島原発生業訴訟をインスパイアさせていただいた。

第一回口頭弁論期日が今年(二〇二四年)三月二日、第二回が七月二九日に行われた。第三回は二月二四日に予定されている。

当初、弁護士は私と鹿児島島の二名だったが今年二月に東京の若手二名が加わり、最近、鹿児島や宮崎の先生方八名に加わっていた。

四 住民運動など

(1) 馬毛島視察

昨年八月、反対派市民らとともに、船で馬毛島

への上陸を試みた。しかし、JVから委託を受けた警戒船から拒まれ、交渉したが、「許可」としてほしいと言われた。今年二月の省庁ヒアリングで追及すると、防衛省は許可ではなく「調整」と述べた。今回また上陸を試みたが天候不良のため断念し、一月に再挑戦予定である。

(2) 支援する会

今年六月、鹿児島市内の平和団体を中心として、馬毛島基地反対裁判を支援する会を結成していただいた。チラシやホームページを相談しながら作成した。ぜひご支援をお願いします。



馬毛島支援する会
申込フォーム

(3) 選挙

来年一月下旬から二月上旬に西之表市長選・市議選が予定されている。市長選には、基地反対連絡会の前会長であり住民訴訟の原告でもある、三宅さんが立候補を表明した。現会長であり昨年県議選で善戦した、衆院鹿児島四区予定候補者の山内さんとも連携している。他に賛否を明言しない現職と、賛成派四人も立候補を表明しており、混戦状態である。現職による公約違反の明確化や、米軍再編交付金に負けない政策作りなどが求められている。

弾劾裁判へ訴追請求しました

東京 深井 剛志

1 最高裁判事らに対する 裁判官弾劾訴追請求

私たちは、本年八月一日、最高裁判第二小法廷の草野耕一判事と岡村和美判事（以下、「対象裁判官ら」）の罷免を求めて、裁判官訴追委員会に対し、弾劾裁判所へ訴追するよう請求しました。

対象裁判官らは、原発事故国賠訴訟の二〇二二年六月一七日最高裁判決（以下「本判決」）において国の責任を否定する多数意見を下しました。この多数意見は最高裁判事を守るべき民事訴訟法の規定に著しく違反していることから、対象裁判官らは裁判官弾劾法二条一号の罷免事由（職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき）に該当すると考え、本申立を行いました。多数意見に与した菅野博之裁判長は退官しており対象にできませんでした。

申立人は、伊東達也（いわき市民訴訟弁護団長）、小野寺利孝（弁護士）、河合弘之（弁護士）、鎌田慧（ルポライター）、佐高信（評論家）、鈴木堯博（弁護士）、長谷川茂雄（公害・地球環境問題懇談会事務局長）、深井剛志（弁護士）、宮腰直子（弁護士）、山田大輔（弁護士）、以上二〇名です。

2 裁判官弾劾制度とは

日本国憲法は、裁判が公正に行われるよう司法

権の独立を保障し、裁判官の身分を強く保障しています。他方、憲法六四条は裁判官弾劾制度を定めており、裁判官に裁判の公正を害し司法に対する国民の期待と信頼を裏切るような行為があれば、主権者である国民の意思に基づきその身分を剥奪することを認めています。この制度は、公務員選定罷免権（憲法二五条）を具体化したものであり、司法の公正を害する裁判官を罷免するよう要求することは、司法の公正を実現するための国民固有の権利です。

また、法律実務家の立場として、最高裁判事が判決において民事訴訟法の規律を破るという重大な違法を看過すべきでないと思います。

3 福島第一原発事故をめぐる訴訟

二〇一二年三月二日、東日本大震災の地震と大津波により、福島第一原子力発電所の事故が発生し、大勢の住民が故郷を追われ、また、被曝の不安にさらされながら生活することを余儀なくされました。

これに対して、全国各地で様々な原告団・弁護団により、国及び東京電力を相手とする訴訟が提起されました。国に対する請求は、国が規制権限を行使しなかったことが国家賠償法一条一項に違反する、といういわゆる規制権限不行使の違法を主張するものでした。

国に対する請求において、主たる争点となったのは、以下の点です。

①二〇〇二年に国の機関が公表した「長期評価」に基づき本件津波の発生が予見できたか(予見可能性)。

②国が東京電力に対して原子炉の津波対策を命じなかったことは違法といえるか(規制権限不行使の違法)。

③国が東京電力に津波対策を命じていれば本件原発事故は防げたか(結果回避可能性、因果関係)。

4 原審の判断

本判決の原審となった、四判決のうち、生業訴訟の仙台高裁判決、千葉訴訟の東京高裁判決、愛媛訴訟の高松高裁判決は、国の責任を認め、群馬訴訟の東京高裁判決は国の責任を否定しました。

国の責任を認めた三つの高裁判決は、おおむね、それぞれの争点について、

①長期評価は信頼でき、福島第一原発の敷地高さを超える津波の発生は予見可能であった。

②経済産業大臣は東京電力に対し津波対策を命じるべきであったにもかかわらずこれをしなかったのは違法である。

③経済産業大臣が東京電力に津波対策を命じていれば東京電力が防潮堤等の設置に加えタービン建屋等の水密化の措置を講じることで福島原発

事故は防ぐことができた。と判断しました。

これに対し、国の責任を否定した群馬訴訟高裁判決は、長期評価の合理性を否定して本件事故の発生は予見できなかったとし、国が津波対策を命じていても津波による浸水は回避できなかった、として国の規制権限不行使の違法はないと判断しました。

5 本判決の内容

前記四事件は、それぞれ敗訴した側が上告し、最高裁第二小法廷に係属しました。第二小法廷の判断は、国の責任を否定する多数意見と、多数意見を厳しく批判し国の責任を認める三浦守裁判官による反対意見に分かれ、三対二で国の責任を否定する結論が法廷意見となりました。

多数意見の論旨は、「経済産業大臣が津波対策を命じたとしても、東京電力が取り得る津波対策は防潮堤等の設置が基本であり、防潮堤等の設置に加えて建屋の水密化措置などといったほかの措置が講じられた蓋然性はないから、経済産業大臣が津波対策を命じたとしても、東京電力が建設したであろう防潮堤の高さでは、実際に押し寄せた東側からの津波を防ぎきれなかったため、防潮堤を設置していたとしても非常用電源は浸水して全電源喪失になり同様の事故が起きた可能性が相当

にある」(傍線部筆者)というもので、国の規制権限不行使と原発事故の因果関係を否定したものとされています。

6 訴追請求の理由

私たちが問題とする罷免事由は、本判決の法廷意見が、①必要な法令解釈を示さず(民法法三二二条、三二八条、三三〇条)、②原判決を破棄するときは審理を原裁判所に差し戻さなければならぬところ(民事訴訟法三二五条)、これをしなかったこと、③上告裁判所は原審が適法に確定した事実拘束されるところ(民事訴訟法三二二条)、原審が適法に確定した事実と異なる独自の事実認定を行ったこと、④弁論主義に反し、証拠に基づかない事実認定を行ったこと、の四点です。

三つの高裁判決は、証拠に基づき認定した事実から、規制権限の不行使と事故の結果の因果関係を認める判断をしていました。したがって、高裁判決の因果関係の判断が誤っているのであれば、三つの高裁の判断(生業、千葉、愛媛の各訴訟)にどのような法令違背があるのか、破棄理由となる法令解釈を示す必要があります(前記訴追理由①)。

また、多数意見は、原審の適法に確定した事実拘束されるにもかかわらず、「防潮堤等に加え水密化などの他の措置が講じられた蓋然性がない」とか「建設したであろう防潮堤の高さでは、実

際に押し寄せた東側からの津波を防ぎきれなかった」とか「防潮堤を設置していても非常用電源は浸水した」などと、高裁が認定した事実と異なる事実認定を行っています。原審の事実認定のやり方に法令違背があるというのであれば、最高裁は、その理由を示して原判決を破棄し、正しいやり方で事実認定をし直すよう原審に差し戻さなければなりません（民事訴訟法三二五条一項、同三二六条一号参照）が、理由を示さことなく破棄自判し、独自の事実認定を行ったのです（前記訴訟理由②、③）。

さらに、多数意見が行った、「水密化などの他の措置が講じられた蓋然性がない」、「建設したであろう防潮堤の高さでは、実際に押し寄せた東側からの津波を防ぎきれなかった」、「防潮堤を設置していても非常用電源は浸水した」などという事実認定は証拠に基づくものといえず、弁論主義の原則に反するものでした（前記訴訟理由④）。

加えて、草野補足意見には特有の違法がありま
す。草野補足意見は、「構成的因果関係論」と名付けた独自の立論により、仮に長期評価に基づき試算した規模の津波が到来したと仮定した場合でも被害が発生したといえるなら国の責任を認める余地があると述べます。そして、そのような仮定の下では、非常用電源は津波により浸水して機能しなくなるが、外部電源は損壊することはなく電

源供給できたから被害は起きなかった、だから国の規制権限不行使と被害結果の間には因果関係がない、と結論付けます。しかしながら、このような立論は訴訟で争点になっておらず、当事者に対する重大な「不意打ち」であり、しかも結論を導くために証拠に基づかない独自の事実認定を積み重ねており、弁論主義違反が著しい判示です。最高裁判決という終局の司法判断において、最高裁判事がこれほどまでに自由自在に事実認定に踏み込んで判断することは極めて異常だと思えます。

7 最高裁判事らと国及び東京電力との人的関係

多数意見が民事訴訟法違反を重ねてまで国の責任を否定した背景には、多数意見を構成した判事三名が、東京電力及び行政庁と私的に繋がりを持つていることがあります。

すなわち、福島第一原発事故をめぐる訴訟において東京電力の代理人を担っている事務所が、最高裁判事の出身事務所であるとともに、天下一先になつています。また、それらの事務所が、原子力事業者を規制する省庁である経済産業省の役職者や法務官僚を輩出するなどしています。

菅野博之裁判長（当時）は本件判決の二週間後に退官し、その一月後には長島・大野・常松法律事務所顧問弁護士に就任しました。同事務所

は、所属する四人の弁護士が東京電力株主代表訴訟において東京電力の訴訟代理人を務めています。

岡村和美判事は、過去に長島・大野・常松法律事務所勤務しており、また、法務官僚等の国の要職を重ねた経歴を有します。

草野耕一判事は、任官前は西村あさひ法律事務所パートナー弁護士でした。同事務所のパートナー弁護士である新川麻弁護士は経済産業省の各種委員を歴任し、東京電力の社外監査役を務めています。同事務所の法律顧問である元最高裁判事の千葉勝美弁護士は、生業訴訟の上告審で東京電力代理人の依頼を受けて最高裁あてに意見書を提出し、原審を破棄し自判して原告らの請求を棄却するよう求めています。千葉弁護士は、菅野博之裁判長の最高裁での元上司・先輩でもありました。このように国及び東京電力と人的繋がり深い三人の判事であればこそ、民事訴訟法違反を侵してまでも国の責任を否定する判断を下したものと考えられます。

8 私たちの求めるもの

憲法七六条三項は「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と定めています。最高裁判事が人的つながりを優先し、民事訴訟法の規定に違反する判断を下すことは、憲法七六条三項に

違反します。

最高裁判所が民事訴訟法の規定に違反するといふ事態については、民事訴訟法自身も、再審事由とは規定していません。最高裁判所の判事は、裁判官、検事、弁護士、行政官、法律学者などの様々な分野で専門的な知見を有する者が任命されていること、最高裁判所による綿密な調査を経た上で審理がなされていることから、高度な信頼が寄せられており、民事訴訟法違反をすることなどは想定されていないものと考えられます。

このような状況を見過ごせば、人権を守る最後の砦であるべき最高裁判所が法律を守らず恣意的な判断を行うことを許容することとなり、最高裁判所に対する信頼は失われます。

これに対して、我々が取りうる手段の一つとして弾劾制度があると考え、訴追請求をするに至りました。

もつとも、裁判官弾劾制度は、裁判官訴追委員会が罷免事由を認めて訴追したのち、弾劾裁判所で審理判断されるもので、司法の独立と裁判官の身分保障の重要性から、罷免に至るハードルは極めて高いものです。また、実際の運用や手続が適正・公正になされているかという課題もあります。

しかしながら、弾劾制度の趣旨に鑑みると、裁判のルールを守らない最高裁判事を罷免するよう求めることは、公正かつ独立した司法を実現す

るために私たちが取り得る一つの重要な手段だと考えます。今後の動向にご注目いただきたいと思います。

第18回

人権研究交流集会「平和への権利」(11/23・24東京)

申込締切まであとわずか
全体会をはじめ、魅力的な10の分科会
お誘いあわせの上、「ご参加ください！」

二月三日・二四日に東京で開催される人権研究交流集会。青法協ホームページに特設サイトを設けています。分科会の講師・テーマの詳細も、ここでわかります。

まだお申し込みがお済みでない方は、至急申し込みフォームよりお願いいたします。

全体会：「平和への権利―市民が求める平和、市民が創りだす平和―」

講師兼パネリスト

玉城デニーさん(沖縄県知事) / 笹本潤さん(弁護士・国際民主法律家協会(IADL)) / 杉浦ひとみさん(弁護士・安保法制違憲訴訟の会共同代表) / 猿田佐世さん(弁護士(日本、ニューヨーク)、新外交イニシアティブ(ND)代表)
分科会：PFA S分科会 / 入管法問題分科会 / 弾劾裁判の検証分科会 / 子ども分科会 / 原発・エ

ネルギーと地球分科会 / けいすべ分科会 / ユニオン分科会 / 民主主義分科会 / 裁判必勝法 / OL・6分科会 / 保育と子どもの権利分科会

【集会概要】

【日時】

二〇二四年二月三日(土)・二四日(日)

【一日目】

分科会① 三時〇〇分～四時四五分

分科会② 一五時一五分～一七時

懇親会 一七時三〇分～一九時三〇分

【二日目】

全体会 九時三〇分～三時

【会場】

TKP品川カンファレンスセンター

*品川駅(高輪口)から徒歩三分

羽田空港から約三〇分

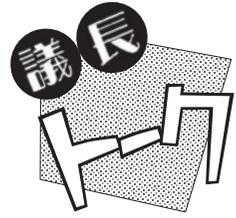
【参加費】

・弁護士参加協力券 三〇〇〇円

・一般参加券 五〇〇円

託児あり

第18回人権研究交流集会 in 東京	2024年 11/23(土)	24(日)	パネリスト 玉城デニー氏参加決定!
平和への権利	時代を拓く10の分科会 分科会 13:00~17:00 開場 12:30 (受付10時)	「平和への権利」 全体会 9:30~13:00 開場 9:00 (受付9時)	登本潤 杉浦ひとみ 猿田佐世
会場 TKP品川カンファレンスセンター	参加費 一般券 500円	弁護士参加協力券 3000円	



「ブルーページ」

五三期修習生として実務修習中だったとき、今で言う「司法修習生フォーラム」、私たちの当時は「一月集会」、そのために、私は修習地の会員の先生方にカンパのお願いなどをしてまわっていました。当時私は検察修習中だったのですが、そのことを聞きつけた検察官が、「なに笹山君、青法協なんかやってんの？」と小馬鹿にするように言ってきたことがあります。私は思わず、「え、はい、やってますけど。どういう意味ですか、『青法協なんか』というの？」と聞き返しました。検察官は瞬間、ばつが悪そうにして、その場から離れていきました。

二〇二四年九月一六日から二〇日に放映されたNHKの朝ドラ「虎に翼」では、いよいよブルーページが描かれました。

「ブルーページ」については、会員の皆様は

当然ご承知のことと思いますが、念のため確認しますと、石田和外最高裁判官のもとで、最高裁が、青法協所属の裁判官に対して、露骨な差別人事を行い、また、青法協から脱会するように働きかけ、一九七二年の春には、宮本判事補を再任名簿から除外し、三月に司法修習を終えて裁判官への任官を希望していた修習生のうち七名（うち六名が会員）を不採用としました。ドラマでは主人公の義理の息子の裁判官が左遷人事に遭い、最後は退官していましたね。

実際に、裁判官たちは家裁や支部への配転といった差別人事に遭遇し、青法協を脱会して人事で元に戻してもらおうか、退官して弁護士などに転身するか、節を曲げずに頑張り抜くかを選択する状況に。節を曲げなかった裁判官たちは、その後も人事や給料で差別を受け続けることになりました。長沼事件の札幌地裁判決を書いた福島裁判官が受けた措置などが思い出されます。

また、裁判官会員の大量脱退を受け、青法協としても打撃を受けました。一時はクラス半数以上を青法協会員で占めるという状況だった修習生部会も打撃を受け、会員数

が減少するようになりました。

このブルーページは、わが国の司法の歴史の中で、最も恥ずべき恥部の一つだと私は思います。これは権力による思想弾圧という、恐るべき人権侵害です。そしてその結果、裁判官に思想と表現の自由がなくなり、最高裁に気を使い、前例と迅速性ばかりに気をとられ、事件の本質をみようとして、事件をただ処理するというのが、司法の全体の在り方を支配するようになってしまったように思います。冒頭に紹介した「青法協なんか」と言ってしまう検察官の発言は、そのあらわれ。とても、憲法の個人の尊厳と法の下の平等を実現するために仕事をする者の発言とは思われません。ですがそれが司法の現状です。

私たち青法協で活動する者は、憲法の基本的理念を尊重発展させる立場から、司法のこの現状を憲法の目指す本来の司法の世界にたぐり寄せるように、これからも尽力し続ける必要があると思います。そのために先輩方が遭遇した人権侵害から学ぶことを忘れないようにしたいと思います。

（青法協弁学台同部会議長 笹山尚人）

シリーズ
憲法と私 ⑳

人権の歴史

兵庫県 岡井 勇輝

話

を戻します。私が九七条を覚えているとき、なぜ人間ではなくアンドロイドが出てきました。技術の進歩によってアンドロイドは生命といえるものを獲得することができたが、それでも人権の主体にはなれず、隠れて生きるしかない。アンドロイドが人権を得るには「多年にわたる自由獲得の努力」、「幾多の試練に堪へ」ることが必要で、それは大変に苦しく、多くの犠牲を要することになるのだろうなあと、私は考えながら暗記をしていた記憶があります。

は じめまして。神戸合同法律事務所の七六期、岡井勇輝と申します。これを書いているのは九月現在、弁護士十九カ月目という新人です。なんとなく半年もすれば慣れてくるだろうと甘く考えていたのですが、なかなかそう甘いものではなく……いつも「新鮮」な日々を送っております。

今回私が取り上げたい条文は憲法九七条です。私と九七条とのファーストコンタクトは、中学生の頃の国語の授業です。国語担当の先生が、憲法の前文を暗記すること、それぞれの生徒に配点された条文を暗記することを課題としたのですが、私が配点された条文が九七条でした。

少

しだけ、関係のない話をします。私は父の影響で昔からSF小説が好きだったので

が、中でも好きだったのは「アンドロイドは電気の羊の夢を見るのか?」です。確か一九六〇年代の作品だったと思うのですが、今でも楽しく読める作品です(多分)。作中でアンドロイド(外見は人間と見分けがつかないロボット)は人間の所有物となっています。なので、権利主体ではないです。しかし、一部のアンドロイドは独立して人間のようになりたいと考え、自らの所有者から脱走し、人間のふりをして活動します。主人公はこのような脱走したアンドロイドを「処理」する、バウンティハンターなのですが、人間より人間らしいアンドロイド、アンドロイドよりアンドロイドらしい人間と対峙するうちに、アンドロイドを生命体として認識し、「殺害」することに抵抗を覚え始めるという、そんな感じのストーリーになっています。

さて、一夜漬けで覚えた九七条は三日後には完全に忘れてしまいました。その後、中学高校で日本と世界の歴史も学び、大学・大学院では憲法についても学びました。正直、細かな部分はもう忘れてしまっていますが……それでも憲法に規定されているあらゆる権利は、昔から当然に人々に認められていたものではなかったことが、今ではわかります。

「多年にわたる自由獲得の努力」、「過去幾多の試練に堪へ」というのは他人事ではなく、自分と同じ人間が現に積み上げてきたものであり、そのうえに今、私たちの人権保障が成り立っています。九七条をみてアンドロイドを思い浮かべるとかい、なんとものんきな中学生もいたようですが、そのくらいまで人権が当たり前のように感じられる今は、多くの犠牲の下で成り立っているこ

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第3回(冬)

11月24日(日) 東京

*第4回(春)

2025年

3月14日(金)~15日(土) 山梨

【第56回定時総会】

2025年

6月28日(土)~29日(日) 神奈川

【第18回人権研究交流集会】

11月23日(土)・24日(日) 東京

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、
本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

11月13日(水)10時半~

こ

んな勇ましいことを言っていますが、改めて
まして弁護士九カ月目の岡井勇輝と申しま

とを、私は忘れないようにしたい。また、「多年にわたる自由獲得の努力」、「過去幾多の試練に堪へ」ることで獲得できたこの権利を、間違っても後退させてはならない。これを後退させてしまうことは、過去の人々の努力を無駄にしてしまうこととなります。これはどちらかというと二三条になります。人権は、「不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ」、なんならむしろ、これからより前進させていくべきであると私は考えます。

す。言うこと言う割には、どうもなかなか実力は追いついておらずです。青法協会員の先生方は皆さん、実力を兼ね備えておられ、総会等に参加する度に感服しております。しかし、いつまでも一方的に感服するばかりではいけないと最近はあるようになりまして。私自身、幾多の試練に堪へ、実力の伴った弁護士として活躍できるよう努める所存ですので、今後ともよろしくお願いいたします。

編集後記

▼未来が来た。アップル社のビジョン・プロである。Google型の機器を装着すると目の前にアイコンが浮かび、いくつ

ものアプリを同時に起動させてジェスチャー操作で作業をすることができ。トムクルー主演の映画「マイノリティ・リポート」で印象的だった、空間に浮かぶ無数のビデオ映像を前後左右に移動させるシーンを彷彿とさせる。さっそく広報委員会のウエブ会議で使ってみたが、委員長の顔を拡大しすぎて乗り物酔いになった。会議の顔は小さい方がいい。

▼未来といえば、以前「戦争、争いの根本となる原因は科学的に研究されないのか。」と書いたが、研究されていた。某放送局の特集番組で、子どもを産んだり仲間を助けたりすると分泌される幸せホルモンである「オキシトシン」は、仲間ではない「外敵」と認識すると途端に凶暴性、攻撃性が発動するという。だったら人類みんなよく知り合つて「仲間」になつてしまえばいいじゃないか。なんてことは昔から当たり前?

(町田正裕)